

岩手県土地利用基本計画(計画図)の変更について

資料No.1

1 五地域区分の変更概要

(1) 総括表

五地域区分	現行計画		今回の変更			変更後の計画	
	面積(ha) (①)	割合(%) (①/県土面積)	拡大面積(ha) (②)	縮小面積(ha) (③)	差引面積(ha) (④:②-③)	面積(ha) (⑤:①+④)	割合(%) (⑥:⑤/県土面積)
都市地域(a)	235,549	15.4	0	0	0	235,549	15.4
農業地域(b)	746,813	48.9	203	44	159	746,972	48.9
森林地域(c)	1,174,936 (1,175,064)	76.9 (76.9)	0	36	△ 36	1,174,900	76.9
自然公園地域(d)	72,011	4.7	0	0	0	72,011	4.7
自然保全地域(e)	4,956	0.3	0	0	0	4,956	0.3
五地域計 (f: a+b+c+d+e)	2,234,265 (2,234,393)	146.2 (146.2)	203	80	123	2,234,388	146.2
白地地域	8,478 (8,475)	0.6 (0.6)	1	29	△ 28	8,450	0.6
県土面積	1,527,889	100.0	0	0	0	1,527,889	100.0

注1:「都市地域」とは、一体の都市として総合的に開発、整備及び保全する必要がある地域であり、都市計画法第5条により都市計画区域として指定されることが相当な地域である。

注2:「農業地域」とは、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されることが相当な地域である。

注3:「森林地域」とは、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、森林法第2条第3項に規定する国有林の区域又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域である。

注4:「自然公園地域」とは、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域であり、自然公園法第2条第1号の自然公園として指定されることが相当な地域である。

注5:「自然保全地域」とは、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域であり、自然環境保全法第14条の原生自然環境保全地域、同法第22条の自然環境保全地域又は同法第45条第1項に基づく都道府県条例による都道府県自然環境保全地域として指定されることが相当な地域である。

注6:「白地地域」とは、五地域のいずれにも該当しない地域である。(一般的には池、沼、河川等)

注7:「県土面積」は、平成23年10月1日現在の国土地理院公表の数値である。

注8:五地域は互いに重複する部分があるため、五地域面積の合計は県土面積を上回っている。

注9:「現行計画」の「面積」及び「割合」の上段は、平成24年4月～平成24年12月に策定(変更)された市町村復興整備計画を反映した数値であり、下段(カッコ書き)は、平成23年度末の数値である。

平成24年度市町村復興整備協議会における土地利用基本計画変更面積

(単位:ha、%)

五地域区分	現行計画 (H24.3.31)		7月31日		9月25日						11月26日						12月25日		計	変更後の計画		
	面積	割合	陸前高田市		陸前高田市		田野畑村		野田村		陸前高田市		釜石市		山田町		田野畑村			面積	割合	
			拡大 面積	縮小 面積	拡大 面積	縮小 面積	拡大 面積	縮小 面積	拡大 面積	縮小 面積	拡大 面積	縮小 面積	拡大 面積	縮小 面積	拡大 面積	縮小 面積	拡大 面積	縮小 面積				
都市地域(a)	235,549	15.4																	0	0	235,549	15.4
農業地域(b)	746,813	48.9																	0	0	746,813	48.9
森林地域(c)	1,175,064	76.9		9		40		11		11		4		15		33		5	0	128	1,174,936	76.9
自然公園地域(d)	72,011	4.7																	0	0	72,011	4.7
自然保全地域(f)	4,956	0.3																	0	0	4,956	0.3
五地域計 (f:a+b+c+d+e)	2,234,393	146.2	0	9	0	40	0	11	0	11	0	4	0	15	0	33	0	5	0	128	2,234,265	146.2
白地地域	8,475	0.6			1							2							3	0	8,478	0.6
県土面積	1,527,889	100.0																	0	0	1,527,889	100.0

(2) 変更地域別概要

整理番号	変更地域名 (図面ページ数)	市町村名	変更前(ha)				変更後(ha)				白地地域の増減(ha)	変更部分の地目現況(ha)	変更を必要とする理由	関連する個別規制法の措置(予定)	個別規制法の調整状況		
			地域区分	細区分	変更面積(ha)	地域区分	細区分(予定)										
1	滝沢農業地域 (P7~P9) 【縮小】	滝沢村 (室小路)	都農	3	農用	3	農	△3	都	3	市街	3	農用地	3	滝沢村による小学校等の整備に伴い、市街化区域に編入するため、農業地域から除外する。	滝沢農業振興地域整備計画の変更(H25.3予定) ※市街化区域編入予定	【東北農政局】 ・H24.1.18 文書により都市計画と農林漁業との調整開始 ・H24.2.27 口頭により調整を了する旨連絡受け 【東北地方整備局】 ・H24.9.18 文書により区域区分変更に係る事前協議開始 ・H24.11.1 文書により異なる旨連絡受け
2	花巻農業地域 (P10~P13) 【縮小】	花巻市 (南新田)	都農	33	農用	6	農	△33	都	33	用途	33	農用地 宅地 その他	11 15 7	民間開発による商業施設整備に伴い都市計画用途地域指定を行うとともに、市街化形成が進んでいる周辺地域について、都市計画用途地域指定を行うため、農業地域から除外する。	花巻農業振興地域整備計画の変更(H25.3予定) ※第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域、準工業地域指定予定	【東北農政局】(農用地6.3ha分) ・H23.7.6 文書により都市計画と農林漁業との調整開始 ・H24.1.4 メールにより調整を了する旨連絡受け ・H25.4 都市計画法第19条協議、都市計画と農林漁業との調整に係る本協議実施予定
3	花巻農業地域 (P14~P15) 【縮小】	花巻市 (東十二丁目)	都農	8			農	△8	都	8	用途	8	農用地 宅地	4 4	花巻機械金属工業団地の隣接地における民間による工業地の拡大に伴い、都市計画用途地域指定を行うため、農業地域から除外する。	花巻農業振興地域整備計画の変更(H25.3予定) ※工業地域指定予定	H24.11.13 岩手県農業振興課・花巻市と調整済(4ha未満のため東北農政局との調整は不要)
4	遠野農業地域 (P16~P17) 【拡大】	遠野市 (荒川地区)	森 白地	174 29	民林 保安	57 117	農	203	農 森	203 174	農用 民林 保安	29 57 117	△29 農用地	164 39	遠野市により効率的な草地管理を目的とした公共牧場の再整備事業が導入されることから、農業地域としての利用・保全を図る必要があるため、農業地域への編入を行う。	遠野農業振興地域整備計画の変更(H25.3予定)	農用地区域の設定について、遠野市において調整中(保安林と重複させないための調整)
5	盛岡森林地域 (P18~P19) 【縮小】	八幡平市 (帷子)	農森	3	農用 民林	1 3	森	△3	農	3	農用	1	その他	3	工場用地(園芸肥料工場、テナント倉庫)の造成により、現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	北上川上流地域森林計画の樹立(H27)	H18.11 林地開発許可

6	水沢森林地域 (P20~P21) 【縮小】	金ヶ崎町 (西根)	都農森	3	民林	3	森	△3	都農	3			その他	3	倉庫、事務所敷地の造成により、現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	北上川中流地域森林計画の樹立(H24)	H20.3 林地開発許可
7	水沢森林地域 (P22~P23) 【縮小】	金ヶ崎町 (西根)	都森	2	用途 民林	2 2	森	△2	都	2	用途	2	その他	2	コンテナ置き場、作業場用地の造成により、現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	北上川中流地域森林計画の樹立(H24)	H20.7 林地開発許可
8	二戸森林地域 (P24~P25) 【縮小】	軽米町 (小軽米)	農森	4	民林	4	森	△4	農	4			その他	4	ブロイラー鶏舎の新築により、現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	馬淵川上流地域森林計画の樹立(H25)	H21.3 林地開発許可
9	盛岡森林地域 (P26~P27) 【縮小】	滝沢村 (滝沢)	農森	2	農用 民林	2 2	森	△2	農	2	農用	2	農用地	2	草地の造成により、現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	北上川上流地域森林計画の樹立(H27)	H23.1 林地開発許可
10	久慈森林地域 (P28~P29) 【縮小】	久慈市 (山形町来内)	農森	2	民林	2	森	△2	農	2			農用地	2	草地の造成により、現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	久慈・閉伊川地域森林計画の樹立(H28)	H23.6 林地開発許可
11	盛岡森林地域 (P30~P31) 【縮小】	岩手町 (土川)	都農森	3	農用 民林	2 3	森	△3	都農	3	農用	2	農用地	3	農地の造成により、現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	北上川上流地域森林計画の樹立(H27)	H23.11 林地開発許可
12	盛岡森林地域 (P32~P33) 【縮小】	岩手町 (土川)	農森	3	農用 民林	3 3	森	△3	農	3	農用	3	農用地	3	農地の造成により、現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	北上川上流地域森林計画の樹立(H27)	H24.2 林地開発許可
13	盛岡森林地域 (P34~P35) 【縮小】	葛巻町 (葛巻)	農森	3	民林 農用	3 3	森	△3	農	3	農用	3	農用地	3	草地の造成により、現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	馬淵川上流地域森林計画の樹立(H25)	H21.7 林地開発許可
14	水沢森林地域 (P36~P37) 【縮小】	奥州市 (胆沢区若柳)	森 公	3 2	民林 公特	3 2	森	△3	公 白地	2 1	公特	2	1 その他	3	ダム用地の造成により、現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	北上川中流地域森林計画の樹立(H24)	H18.7 林地開発了承

15	水沢森林地域 (P38~P39) 【縮小】	奥州市 (胆沢区若柳)	森公	3	民林 公特	3 3	森	△ 3	公	3	公特	3		その他	3	ダム用地の造成により、現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	北上川中流地域森林計画の樹立(H24)	H19.10 林地開発了承
16	二戸森林地域 (P40~P41) 【縮小】	二戸市 (浄法寺町小杉沢)	農森	2	民林 農用	2 2	森	△ 2	農	2	農用	2		農用地	3	草地の造成により、現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	馬淵川上流地域森林計画の樹立(H25)	H22.3 林地開発了承
17	盛岡森林地域 (P42~P43) 【縮小】	紫波町 (遠山松原)	都 農森	1 3	民林	3	森	△ 3	都 農	1 3				その他	3	紫波フルーツパーク園内におけるワイン工場等の施設用地、果樹園の造成により、現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	北上川上流地域森林計画の樹立(H27)	H23.10 林地開発了承
合 計							拡大 縮小	203 80					△ 28					

注1:「地域区分」の欄には、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」、白地地域は「白地」という略称を用いる。

注2:「細区分」の欄には、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保特」と記載する。

(3) 変更スケジュール

年月	土地利用基本計画 変更スケジュール	個別規制法サイドのスケジュール							
		整理番号1(滝沢村室小路)		整理番号2(花巻市南新田)		整理番号3(花巻市東十二丁目)		整理番号4(遠野市荒川)	整理番号5~17
		都市計画法	農振法	都市計画法	農振法	都市計画法	農振法	農振法	森林法
平成24年12月	○市町村意見聴取完了(12/25) ○国土交通省事前調整完了(12/27) ※整理番号2を除く	○公告・縦覧(12/5~12/19)	○事前協議回答(県→村)		○農地転用許可権者調整(~1月中旬)	○縦覧・公告		○事前協議回答	○市町村・森林管理局意見聴取(上旬) ○森林審議会(中旬) ○農林水産大臣協議地域森林計画公表(下旬)
平成25年1月	○国土利用計画審議会(1/28) ○国土交通省本協議(1/31) ※整理番号2を除く		○関係機関意見照会 ○意見照会回答 ○公告・縦覧		○県事前協議(下旬~2月下旬)			○関係機関意見照会(中旬)	
平成25年2月		○県都市計画審議会 ○本協議(県→整備局→農政局) ○本協議回答(農政局→整備局→県)	○公告・異議申立	○市都市計画審議会(2/12)	○関係機関意見照会(下旬~3月上旬)	○市都市計画審議会(2/12)		○公告・縦覧・異議申立(上旬~3月中旬)	
平成25年3月	○国土交通省本協議完了(中旬) ※整理番号2を除く ○県報告示(下旬) ※整理番号2を除く	○告示(下旬)	○変更協議申請(村→県) ○計画変更同意(県→村) ○公告・告示(下旬)		○公告縦覧・異議申立(中旬~4月下旬)			○県協議(中旬) ○県計画変更同意(下旬) ○公告・告示(下旬)	○北上川中流地域森林計画の樹立(H24)
平成25年4月	○国土交通省本協議(中旬) ※整理番号2			○県協議(中旬) ○都市計画と農林漁業との調整(中旬~5月上旬)	○県協議・同意(下旬~5月上旬)	○県協議(中旬)			
平成25年5月以降	○国土交通省本協議完了(中旬) ※整理番号2 ○県報告示(下旬) ※整理番号2			○県協議回答(上旬) ○決定告示・縦覧(下旬)	○公告・告示(下旬)	○県協議回答(上旬) ○決定告示・縦覧(下旬)	○公告・告示(下旬)		○馬淵川上流地域森林計画の樹立(H25) ○北上川上流地域森林計画の樹立(H27) ○久慈・閉伊川地域森林計画の樹立(H28)